

衆議院議員 中山泰秀 殿
元衆議院議員 中山正暉 殿

質 問 状

平成20年7月22日

NOVA被害対策大阪弁護団

団 長 弁護士 尾崎 敬 則

事務局長 同 吉田之計

当弁護団は、平成19年10月に経営破綻した英会話学校株式会社ノヴァ（以下「NOVA」という。）の受講生・元受講生の被害救済を目的として、大阪弁護士会所属の弁護士有志で結成した弁護団です。

NOVAは、特定商取引に関する法律に違反してNOVAに有利な清算方法を定めた約款を使用していました。これについては、全国の消費者センター等に多数の苦情が寄せられていたにもかかわらず、経済産業省による平成14年の不可解な通達以降、NOVAが、いわば行政の「お墨付き」を得たとして、同センター等によるあっせん等に応じず、結果、違法な契約条項を用いて同社は急激にその規模を拡大したという経緯があります。

また、平成19年2月の経済産業省等による同社への立入検査、同年4月の前記清算方法を違法と断じた最高裁判決以降も、NOVAは自らの商法についてその正当性を主張しておりました。

貴殿らとNOVA元代表取締役猿橋望氏（以下「猿橋氏」という。）とは、緊密な交際関係が報道されておりますところ、以下の点についてお尋ねします。

平成20年8月20日までに、文書にて当弁護団事務局長宛に御回答頂きますようお願い申し上げます。

なお、貴殿等は、それぞれ衆議院議員、元衆議院議員というお立場であり、本質問についても、消費者政策決定過程における政治家の関与について質すものであります。かかる質問の性質に鑑み、本質問及び御回答についてはいずれも、弁護団のホームページ (<http://www.novaben.org/>) にて公開させていただきます。

1 NOVAとの関係等について

NOVA（関連会社を含む。以下同じ。）ないし猿橋氏から、貴殿等ないし関与する政治団体への献金、その他一切の利益の供与の有無ないしその内容について御回答下さい。

平成14年ころ、NOVAはその使用する約款に関し、東京都や経済産業省等から指導や調査を受けていましたが、これら行政との関係に関し、NOVAないし同社の

関係者から何らかの陳情等を受けましたか。陳情等の有無及びその内容について御回答下さい。また、同年ころ、上記NOVAの契約条項に関し、経済産業省（同省を担当する国会議員を含む。）や都道府県・市町村の特定商取引法所管部門等（上記関係者、OB等を含む）に対し、貴殿等（秘書を含む。）は何らかの接触（要望・陳情の伝達、聴取、その他一切の接触をいう。以下同じ。）をしましたか。有無及びその具体的内容について御回答下さい。

平成19年2月にNOVAは行政（経産省及び東京都）からの立入検査を受けているとのこと。この前後において、NOVAないし同社の関係者から何らかの陳情等を受けましたか。陳情等の有無及びその内容について御回答下さい。また、経済産業省や都道府県・市町村の特定商取引法所管部門等（上記関係者、OB等を含む）に対し、貴殿等（秘書を含む。）は何らかの接触をしましたか。有無及びその具体的内容について御回答下さい。

朝日新聞平成19年6月22日付記事によると、中山泰秀殿は、NOVAに対する経産省等の立入検査があった8日後の、平成19年2月22日、甘利経済産業大臣と面談し、NOVAの解約精算方法の正当性や現行特定商取引法の不当性を訴える等されたとのこと。なお、この点については、甘利大臣も後の記者会見において概ね事実関係を認めておられます。

この訪問の事実の有無、訪問の目的及び訪問時の大臣とのやりとりの内容について御回答下さい。また、NOVAの要請を受けてのことかと思われませんが、いかなる理由により要請をお受けになられたのか、御回答下さい。

また、仮に上記報道が事実であるとするれば、上記の面談は、立法に関する意見交換という面が皆無とはいえないものの、国民の代表である国会議員が、一事業者に対する立入検査を端緒として、一事業者に対する行政の処分事案に介入し、いわば議員の権威を利用して、大臣に直接面談し一業者の主張の手助けをしたかのように国民の目に映るかと思存します。国会議員として、このような行動をとられることの妥当性についてどのようにお考えか、御意見をお聞かせ下さい。

平成19年4月3日、NOVAの受講生との契約において使用していた精算条項についてこれを無効とする最高裁判決がありました。この前後において、NOVAないし同社の関係者から何らかの陳情等を受けましたか。陳情等の有無及びその内容について御回答下さい。また、経済産業省や都道府県・市町村の特定商取引法所管部門等（上記関係者、OB等を含む）に対し、貴殿等（秘書を含む。）は何らかの接触をしましたか。有無及びその具体的内容について御回答下さい。

朝日新聞平成19年6月12日付記事によると、中山泰秀殿は、平成18年5月22日、NOVAの猿橋社長を伴って、大阪市長を訪問されたとのこと。

この訪問の事実の有無、訪問の目的及び訪問時の市長とのやりとりの内容について御回答下さい。また、NOVAの要請を受けてのことかと思われませんが、いかなる理

由により要請をお受けになられたのか、御回答下さい。

この日の来訪の目的は、後に上記最高裁判決において無効とされたNOVAの解約精算規定の正当性を訴えることであつたやに報道されていますが、仮にこれが事実であるとすれば、国民の代表である国会議員が、一事業者の契約条項の有効性という民事紛争に介入し、いわば議員の権威を利用して、首長に直接面談を取り付け、一業者の主張の手助けをしたかのように国民の目に映るかと存じます。国会議員として、このような行動をとられることの妥当性についてどのようにお考えか、御意見をお聞かせ下さい。

平成19年6月にNOVAは経済産業省から行政処分を受けております。この前後において、NOVAないし同社の関係者から何らかの陳情等を受けましたか。陳情等の有無及びその内容について御回答下さい。また、経済産業省や都道府県・市町村の特定商取引法所管部門等（上記関係者、OB等を含む）に対し、貴殿等（秘書を含む。）は何らかの接触をされましたか。有無及びその具体的内容について御回答下さい。

その他、NOVAに関する件で、経済産業省や都道府県・市町村の特定商取引法所管部門等（上記関係者、OB等を含む）に対し、貴殿等（秘書を含む。）は何らかの接触をされたことはありますか。有無及びその具体的内容について御回答下さい。

中山泰秀殿について、過去サンテレビジョンにおいて、NOVA提供のテレビ番組にコメンテーターとして出演しておられたことはありますでしょうか。出演の有無、期間、番組名、受領した出演料、出演をされた経緯について御回答下さい。

2 異文化コミュニケーション財団について

中山正暉殿は猿橋氏が理事長を務めておられる財団法人異文化コミュニケーション財団（東京都千代田区神田駿河台2-1-20）の理事に平成10年10月20日に就任しておられます。

中山正暉殿について、就任の経緯、理事の職務内容、報酬（同財団からの一切の利益、費用の供与を含む）の有無及びその内容について御回答下さい。

中山泰秀殿について、同財団との関係の有無、関係ある場合には関係の内容（同財団との取引関係、役職関係の有無及びその内容）について御回答下さい。

3 その他

NOVAの倒産及びこれに伴う受講生、元受講生等に対し、空前絶後の大量被害（少なくとも30万人以上）が発生したことに関し、貴殿等としていかなるご認識でおられるのか、また、貴殿等の活動に関し反省すべき点はおありとのご認識なのか、御回答下さい。

以上